

札幌市事務分掌規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 3 / 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 31 号

札幌市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(札幌市事務分掌規則の一部改正)

第1条 札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項中「(推進課)」を「(改革推進室推進課、公民・広域連携推進室推進課)」に改め、「自閉症児支援課」の次に「、東部児童相談所家庭支援課、緊急対応課及び相談判定課」を加え、同条第3項中「、農業支援センター」を削る。
- (2) 別表1(2)総務局の表職員部の項人事課の目第2号中「及び人事評価」を削り、同目中第8号から第11号までを次のように改める。
 - (8) 人材マネジメント方針に基づく取組の推進に関すること。
 - (9) 職員の成長支援に関すること。
 - (10) 職員研修に関すること。
 - (11) 職員の人事評価に関すること。
- (3) 別表1(2)総務局の表職員部の項人事課の目中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、別表1(3)デジタル戦略推進局の表スマートシティ推進部の項デジタル企画課の目中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、別表1(4)まちづくり政策局の表政策企画部の項政策推進課の目を削り、同項企画課の目中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同目に第1号として次の1号を加える。
 - (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

- (4) 別表 1 (4) まちづくり政策局の表政策企画部の項企画課の目に次の 2 号を加える。
- (13) 部内の経理に関すること。
 - (14) 局内他部及び部内他課所の主管に属しないこと。
- (5) 別表 1 (4) まちづくり政策局の表政策企画部の項政策調整課の目中第 6 号を第 9 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。
- (6) 都市整備に係る政策の企画立案及び総合調整に関すること。
 - (7) 都市整備に係る政策の情報の収集及び提供に関すること。
 - (8) 国土強靱化の推進に関すること。
- (6) 別表 1 (8) 保健福祉局の表総務部の項地域福祉・生活支援課の目中第 6 号から第 9 号までを削り、第 10 号を第 6 号とし、同項保護課の目に次の 4 号を加える。
- (12) 生活困窮者自立支援事業に関すること。
 - (13) 住居確保給付金の支給に関すること。
 - (14) 生活困窮者就労訓練事業の認定に関すること。
 - (15) ホームレス支援に関すること。
- (7) 別表 1 (8) 保健福祉局の表保健所の項保健管理課の目第 8 号中「こと」の次に「(動物愛護管理センターに係るものを除く。)」を加え、同項感染症総合対策課の目第 8 号及び第 9 号を削り、同表衛生研究所の項保健科学課の目中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。
- (4) 新生児マススクリーニング検査に関すること。
- (8) 別表 1 (8) 保健福祉局の表衛生研究所の項保健科学課の目中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。
- (5) 食品化学に係る検査及び研究に関すること。
- (9) 別表 1 (8) 保健福祉局の表衛生研究所の項生活科学課の目中「生活科学課」を「環境科学課」に改め、第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、別表 1 (9) 子ども未来局の表子ども育成部の項子どもの権利推進課の目第 12 号中「貧困」の次に「の解消に向けた」を加え、同目に次の 1 号を加える。

(14) 若者出会い創出事業に関すること。

(10) 別表 1 (9) 子ども未来局の表子育て支援部の項子育て支援課の目中第 2 8 号を第 2 9 号とし、第 2 3 号から第 2 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 2 号の次に次の 1 号を加える。

(23) 発達に心配のある子どもの療育支援に関すること。

(11) 別表 1 (9) 子ども未来局の表児童相談所の項地域連携課の目第 7 号中「家庭支援課、相談判定一課、相談判定二課及び相談判定三課の所管に係るものを除く」を「児童相談所長が定めるものに限る」に改め、同目中第 8 号及び第 9 号を削り、第 1 0 号を第 8 号とし、第 1 1 号を第 9 号とし、第 1 2 号から第 1 4 号までを削り、同目第 1 5 号中「こと」の次に「(東部児童相談所に係るものを除く。)」を加え、同号を同目第 1 0 号とし、同目第 1 6 号中「こと」の次に「(東部児童相談所に係るものを除く。)」を加え、同号を同目第 1 1 号とし、同目第 1 7 号中「法務」を「児童福祉法に基づく措置等に係る法務」に改め、同号を同目第 1 2 号とし、同目中第 1 8 号を第 1 3 号とし、同項家庭支援課の目第 4 号及び第 5 号中「こと」の次に「(児童相談所長が定めるものに限る。)」を加え、同目第 7 号を削り、同目の次に次のように加える。

緊急対応課	(1) 児童に係る相談に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。 (2) 児童に対する措置又は委託の決定に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。 (3) 児童の一時保護に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。
-------	---

(12) 別表 1 (9) 子ども未来局の表児童相談所の項相談判定三課の目を削り、別表 1 (10) 経済観光局の表経済戦略推進部の項経済戦略推進課の目中「経済戦略推進課」を「企業立地課」に改め、同表農政部の項農政課の目第 5 号中「米の計画的生産及び転作地の利用促進」を「農畜産物の生産、流通及び消費対策」に改め、同目中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同号の

次に次の１号を加える。

(7) 農業支援センターの維持管理に関すること。

(13) 別表１(10)経済観光局の表農政部の項農政課の目第１０号中「他所」を「他課」に改め、同項に次のように加える。

農業支援課	(1) 農畜産物、花き等に係る生産振興及び普及に関すること。 (2) 土壌、作物体等の診断に関すること。 (3) 土地基盤の整備及び管理に関すること。 (4) 営農相談及び指導に関すること。 (5) 農業の担い手対策に関すること。 (6) 農業金融制度に関すること。 (7) 環境保全型農業の推進に関すること。 (8) 米の計画的生産及び転作地の利用促進に関すること。 (9) 家畜の防疫及び畜舎の環境衛生に関すること。 (10) 内水面漁業に関すること。
-------	---

(14) 別表１(14)都市局の表建築指導部の項建築確認課の目第１０号中「建築物エネルギー消費性能適合性判定、是正命令等、建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出、指示等、」を削り、同目中第１１号を削り、第１２号を第１１号とし、第１３号から第１６号までを１号ずつ繰り上げる。

(15) 別表３総務局行政部の款の次に次のように加える。

デジタル戦略推進局 マーシイ推進	行政DX推進室			(1) 行政DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に係る総合調整に関すること。 (2) 行政DX推進に係る施策の企画及び実施に関すること。 (3) 情報政策の評価に関すること。
---------------------	---------	--	--	---

	(7) 東部児童相談所の維持管理に関すること。 (8) 東部児童相談所内の経理に関すること。 (9) 東部児童相談所内他課の主管に属しないこと。
緊急対応課	(1) 児童に係る相談に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。。 (2) 児童に対する措置又は委託の決定に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。。 (3) 児童の一時保護に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。。
相談判定課	(1) 児童に係る相談に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。。 (2) 児童に対する措置又は委託の決定に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。。 (3) 児童の心理判定及び環境診断に関すること（児童相談所長が定めるものに限る。）。。 (4) 児童の医学的診断及び保護者等への心理療法に関すること（児童

部				
---	--	--	--	--

(16) 別表 3 まちづくり政策局政策企画部の款公民・広域連携推進室の項中

「

を

に改め、

同項に次の 1 号を加える。

(4) 国家戦略特区に係る総合調整に関すること。

(17) 別表 3 保健福祉局障がい保健福祉部の款精神保健福祉センターの目中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表子ども未来局子育て支援部の款の次に次のように加える。

子ども未来局 児童相談所	東部 児童相談所		家庭支援課	(1) 児童に係る相談に関すること (児童相談所長が定めるものに限る。) (2) 児童に対する措置又は委託の決定に関すること (児童相談所長が定めるものに限る。) (3) 児童福祉施設の入所児童又は里親委託児童に係る家庭復帰支援に関すること (児童相談所長が定めるものに限る。) (4) 里親の登録及び指導に関すること (児童相談所長が定めるものに限る。) (5) 児童の行動観察及び生活指導に関すること (児童相談所長が定めるものに限る。) (6) 児童の一時保護に関すること (児童相談所長が定めるものに限る。)
-----------------	-------------	--	-------	--

				相談所長が定めるものに限る。)
				(5) 児童の一時保護に関すること (児童相談所長が定めるものに限る。))

(18) 別表 3 経済観光局農政部の款を削り、同表環境局環境事業部の款各清掃工場（発寒、駒岡、白石）の目中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同表建設局土木部の款雪対策室の項計画課の節中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項事業課の節第 4 号を削る。

(札幌市区事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 札幌市区事務分掌規則（昭和 47 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市民部の項総務企画課の目第 10 号中「北区に限り、地区センター、地区会館及びまちづくりセンターにあつては手稲区を除く」を「、北区及び手稲区に限る」に改め、同目第 11 号及び第 12 号中「(手稲区にあつては、地域振興課の所管に係るものを除く。))」を削り、同項地域振興課の目第 16 号から第 18 号までを削り、同表保健福祉部の項健康・子ども課の目第 13 号中「、白石区」を削り、同項保護一課（清田区以外の区）の目第 4 号中「及び保護三課（北区、東区及び白石区にあつては保護一課、保護二課、保護三課及び保護四課、」を「、保護三課及び保護四課（」に改め、「及び保護二課」の次に「、西区にあつては保護一課、保護二課及び保護三課」を加え、同項保護二課（清田区以外の区）の目第 1 号中「及び保護三課（北区、東区及び白石区にあつては保護一課、保護三課及び保護四課、」を「、保護三課及び保護四課（」に、「保護一課）」を「保護一課、西区にあつては保護一課及び保護三課）」に改め、同項保護三課（厚別区、清田区、南区及び手稲区以外の区）の目第 1 号中「及び保護二課（北区、東区及び白石区」を「、保護二課及び保護四課（西区）」に、「、保護二課及び保護四課」を「及び保護二課」に改め、同項保護四課（北区、東区及び白石区）の目中「北区、東区及び白石区」を「中央区、北区、東区、白石区及び豊平区」に改め、同項支援調整課（北区、東区、厚別区及び南区）の目中「(北区、東区、厚別区及び南区)」を削る。

(札幌市消防局組織規則の一部改正)

第3条 札幌市消防局組織規則（昭和39年規則第12号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表警防部の項消防救助課の節中「システム係」を削り、同節中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同節の次に次のように加える。

通信指令課	管理係 指令一係 指令二係 指令三係	(1) 消防通信、消防情報等に係るシステムの維持管理に関すること。 (2) 火災、救急その他の災害情報の受付及び出動命令に関すること。 (3) 消防通信の運用及びその運用の指導に関すること。
-------	-----------------------------	---

- (2) 別表警防部の項指令一課指令二課指令三課の節を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（札幌市公印規則の一部改正）

- 2 札幌市公印規則（昭和31年規則第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表札幌市印の款中

「		「	
各1	各保健福祉課	を	1 東部児童相談所 家庭支援課
」		各1 各保健福祉課	
		に	

改め、同表札幌市長印札幌市長職務代理者印の款中

「		「	
1	中央卸売市場管理課	を	1 東部児童相談所 家庭支援課
」		1 中央卸売市場管理課	
		に、	

2	保健福祉局施設管理課	を	1	経済企画課	に、
1	経済企画課				

方6（札幌市長印に限る。）	1 各1 各1	住民情報課 各戸籍住民課 各出張所
縦4 横6（札幌市長印に限る。）	1	住民情報課

方15（札幌市長印に限る。）	2	ウェルネス推進部施設管理課
方6（札幌市長印に限る。）	1 各1 各1	住民情報課 各戸籍住民課 各出張所
縦4 横6（札幌市長印に限る。）	1	住民情報課
方15（札幌市長職務代理者印に限る。）	1	ウェルネス推進部施設管理課

改め、同表札幌市改革推進室長印の款中「推進課」を「改革推進室推進課」に改め、同表札幌市東京事務所長印の款の次に次のように加える。

札幌市行政DX推進室長印	てん書	方17	1	デジタル企画課
--------------	-----	-----	---	---------

- (2) 別表札幌市ユニバーサル推進室長印の款中「政策推進課」を「政策企画部企画課」に改め、同表札幌市公民・広域連携推進室長印の款中「政策推進課」を「公民・広域連携推進室推進課」に改め、同表中

3	保健福祉局施設管理課	を	3	ウェルネス推進部施設管理課	に
1			1		
3	保健福祉局施設管理課		3	ウェルネス推進部施設管理課	

改め、同表札幌市児童相談所長印の款の次に次のように加える。

札幌市東部児童相談所印	てん書	方24	1	東部児童相談所家庭支援課
札幌市東部児童相談所長印	てん書	方20	1	

(札幌市庁舎管理規則の一部改正)

- 3 札幌市庁舎管理規則（昭和51年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表職員研修センターの庁舎の項中「職員部人材育成担当部長」を「職員部長」に改める。

(札幌市職員被服貸与規則の一部改正)

- 4 札幌市職員被服貸与規則（昭和27年規則第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1オの項中「農政課」を「農業支援課」に改め、同表サの項中「及び環境衛生監視員」を削り、同表シの項中「農業支援センター」を「農業支援課」に改め、同表チの項中「2児童相談所地域連携課に勤務する指導員 3」を「2」に、「4」を「3」に、「者」を「者 4子育て支援部に勤務する心理療法士 5家庭支援課に勤務する職員のうち児童の行動観

察及び生活指導に従事する職員」に改める。

(2) 別表2アの項中「農業支援センター」を「農業支援課」に改める。

(札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

- 5 札幌市職員特殊勤務手当支給規則（平成11年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表11の項第4号中「家庭支援課」を「子育て支援課」に改め、「、児童相談所長」を削り、同項第5号中「児童相談所地域連携課、家庭支援課」を「家庭支援課、緊急対応課」に、「相談判定三課」を「相談判定課」に改める。

(札幌市職員住宅貸与規則の一部改正)

- 6 札幌市職員住宅貸与規則（昭和24年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「生涯学習部長」を「教育委員会事務局総務部長」に改める。

(札幌市職員安全衛生管理規則の一部改正)

- 7 札幌市職員安全衛生管理規則（平成7年規則第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 第34条第3項第3号を次のように改める。

(3) 人事課人材マネジメント担当課長

(2) 別表2教育委員会事務局の項中「生涯学習部長」を「教育委員会事務局総務部長」に、「生涯学習部総務課長」を「教育委員会事務局総務部総務課長」に改める。

(3) 別表3学校給食調理場の項中「生涯学習部長及び生涯学習部」を「教育委員会事務局総務部長及び教育委員会事務局総務部」に改める。

(札幌市予算規則の一部改正)

- 8 札幌市予算規則(昭和39年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「生涯学習部長」を「教育委員会事務局総務部長」に改める。

(札幌市公有財産規則の一部改正)

- 9 札幌市公有財産規則（昭和39年規則第46号）の一部を次のように改正

する。

第2条第1号中「オンブズマン事務局」の次に「、行政DX推進室」を、「児童相談所」の次に「、東部児童相談所」を加える。

(札幌市債権管理条例施行規則の一部改正)

10 札幌市債権管理条例施行規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「オンブズマン事務局」の次に「、行政DX推進室」を、「児童相談所」の次に「、東部児童相談所」を加える。

(札幌市会計規則の一部改正)

11 札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 2 中「政策推進課長」を「政策企画部企画課長」に、

「経済企画課長
経済戦略推進課長」を「東部児童相談所家庭支援課長
経済企画課長
企業立地課長」に、

「生涯学習部総務課長」を「教育委員会事務局総務部総務課長」に改める。

(2) 別表 3 中「農業支援センター畜産・鳥獣対策担当係長」を「農業支援課畜産・鳥獣対策担当係長」に、

「運営企画課曙図書館長」を「運営企画課曙図書館長
運営企画課図書・情報館長」に、

「利用サービス課図書・情報館長
高等学校事務長」を「高等学校事務長」に改める。